

(財) 日本水泳連盟所属競技者<アンチ・ドーピングガイド>

(この内容は 2012 年 1 月 1 日から 2012 年 12 月 31 日まで有効)

(財) 日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

この書類は、(財)日本水泳連盟に所属する競技者を対象としたアンチ・ドーピングガイドです。2012年1月1日より、規則に若干の変更がありますのでご確認のほどよろしくお願いたします。本年からの大きな変更点としては、昨年まで治療目的使用に係る除外措置 (TUE) の申請が必要であった気管支喘息治療のホルモテロール (ベータ2作用薬の一つ) の吸入は、適正使用下であれば TUE の申請が必要なくなりました。日本では吸入ステロイド喘息治療薬に気管支拡張薬であるホルモテロールを配合した吸入薬として「シムビコート タビュヘイラー」の名称で処方されています。

また、TUE に関しては、別紙の「(財) 日本水泳連盟所属競技者<TUE ガイド>」を参照して下さい。

<競技会内検査について>

- ① 国際競技会：国際競技会のほぼ全てにおいて、原則として FINA Doping Control Rules (FINA ホームページ <http://www.fina.org> より入手可能) に基づき、競技会におけるドーピングコントロール (= ドーピング検査) が行われます。
 - ② 国内の競技会：日本選手権 (競泳、シンクロ、飛込、水球、オープンウォータースイミング)、日本学生選手権 (競泳)、ジャパンオープン (競泳：長水路、短水路)、および国民体育大会 (競泳、シンクロ、飛込、水球) などにおいては、日本ドーピング防止規定 (JADA ホームページ <http://www.anti-doping.or.jp> より入手可能) に基づき、競技会におけるドーピングコントロールが行われます。
 - ③ ドーピングコントロールが行われる競技会に参加する場合、参加した全ての競技者が検査を受ける可能性があります。飛行機の出発時間の都合などがあっても、検査を断る (ドーピング違反該当) ことは出来ませんのでご注意下さい。特に競技出場日に帰宅の際は、時間に十分な余裕を持つか、変更可能なチケットをご用意下さい。
 - ④ ドーピングコントロールの対象となった競技者は、競技後、通知を受けます。あとは、係員の指示に従って下さい。
 - ⑤ 競技者は不注意による禁止薬物使用から、競技支援要員 (コーチ、トレーナー、医師、家族など) は不注意による禁止薬物投与から、それぞれ「ドーピング防止規則に対する違反」とならないように十分注意して下さい。
 - ⑥ 市販の総合感冒薬の大多数、葛根湯などに、禁止物質 (競技会における検査に限る禁止物質) が含まれています。遅くとも3日前には使用を中止して下さい。その他の市販薬にも競技会における検査での禁止物質が含まれていることがあり、競技者は競技直前の市販薬の使用をできるだけ避けることをお勧めします。
 - ⑦ 内容の不明確な外国製のサプリメント (禁止物質である筋肉増強剤や興奮薬が含まれていることがあり) は使用しないで下さい。
 - ⑧ ドーピングコントロールの行われる競技会に出場する競技者で
 - a) 何らかの病気や怪我で病院・診療所などから継続して処方を受けている競技者、または
 - b) 競技の直前 (競技7日前から) (注1) に病院を受診する競技者は、
 - 1) 別紙<主治医の先生へのお願>と共に、この書類一式を主治医の先生にお渡し下さい。
 - 2) 主治医の先生に診断名、使用物質 (薬物) 名、使用量、医師の氏名と連絡先を確認し、控えを取っておいて下さい。TUE 申請した薬物は、以上の項目をドーピング検査の公式記録書へ記載することを求められます。また、その他の使用物質 (薬物) についても使用物質 (薬物) 名、使用量、使用時間を公式記録書へ記載することが求められます。
- (注1) FINA 検査対象者登録リストに登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている競技者 (RTPA) は、FINA、WADA、JADA より常時、競技会外検査を受ける可能性があります。また、RTPA でなくとも (特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで) 競技会外検査を受けることもあります。よって、競技の直前だけでなく、一時的に病院・診療所を受診する場合も常に1)2)のようにして下さい。

＜競技会外検査について＞

- ① 競技会外検査は予告なしに検査員が選手の練習場や宿泊場所に向いて実施されます。
- ② <競技会内検査について>の(注1)でも記載しましたが、競技会外検査はFINA 検査対象者リストに登録され、ADAMS で居場所情報の提出を行っている競技者 (RTPA) が受けることが多い検査ですが、RTPA ではなくとも、特に国際競技会に参加するような競技者の代表合宿などで競技外検査を受けることもありますのでご注意ください。RTPA でなければ、競技会外検査を受けることは無いと誤解されているケースがあります。
- ③ FINA から登録された RTPA の競技者へは、3ヶ月毎に日本水泳連盟から連絡が入ります。
- ④ 居場所情報とは競技会外検査を実施するために必要な競技者のスケジュール情報を、競技者が ADAMS で提出するものです。競技者が「いつ」「どこに」いるのか、3ヶ月毎に情報を提供し、かつ6時～23時までの間で競技者本人が確実に検査を受けることが出来る60分/日の時間帯と場所を提示する必要があります。
- ⑤ 居場所情報義務違反(居場所情報不備の警告が18ヶ月で累積3回になるとドーピング違反(1～2年間の資格停止)になります)
 - a) 居場所情報未提出：正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務を怠った場合。
 - b) 検査未了：居場所情報提出において競技者本人が指定した60分に時間帯で、指定した場所に不在であった場合。
- ⑥ 居場所情報の変更は、通常はADAMSで行って下さい。しかし、急遽の予定変更や近くにADAMSにアクセスできる環境がそろっていない状況で、その競技会外検査がJADAからのオーダーの場合のみ（これは選手側には分かりませんが）、JADAへの電話03-3906-3031（深夜での留守電へのメッセージでも可）でも対応していただけます（但し、FINAからのオーダーの場合はこの方法は無効です。特に海外では注意して下さい）。また、急病などの緊急の事態等では、公的に証明されれば事後報告でも検査未了が警告としてカウントされない場合もあります。
- ⑦ 検査そのものは競技会内検査と同様に行われます。